

現在の介護制度に関して

平成28年7月23日(土)

10:00~

長府東公民館

みどり園居宅介護支援事業所

藤本 智裕

本日の目的

①介護申請から介護認定までのポイント

②介護サービス利用のポイント

③介護予防・日常生活支援総合事業

①介護申請から介護申請までのポイント

介護認定は誰が受けられるの？

65歳以上の方（第1号被保険者）

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になった時に認定を受けることができる。

40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者） ※医療保険に加入している。

老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要になった時に認定を受けることができる。

特定疾病

- がん
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 脊柱管狭窄症
- 脳血管疾患
- 関節リウマチ
- 初老期における認知症
- 早老症
- 閉塞性動脈硬化症
- 筋萎縮性側硬化症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- 多系統萎縮症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 後縦靭帯骨化症
- 脊髄小脳変性症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護認定は誰が申請できるの？

介護申請が提出できるのは、

①ご本人、またはご家族

②成年後見人

③地域包括支援センター

④居宅介護支援事業所

⑤介護保険施設

介護申請に必要なものは何？

○要介護・要支援認定申請書

○介護保険被保険者証

○健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）

介護認定のために、お医者さんにかかる
必要があるの？

あります！！

介護認定を受けるためには、医師の意見書が必ず必要です。

※普段、定期通院している病院があれば、その病院の医師に依頼をする。通院していなければ、市役所の窓口にご相談して指定される病院を受診。

介護認定結果が出るまで、どれくらいか
かるの？

市役所や支所で申請してから、原則 30
日以内で結果が出ます。

ただし、30日以内で出ないことも多々
あります。

訪問調査って何？

市の職員やケアマネジャーが自宅・病院・入居施設に訪問して、聞き取り調査を行う。

※介護申請を提出してから、2週間前後くらい。(都合によって、遅れる場合もある。)

訪問調査で聞かれること。

○身体機能

○生活機能

○認知機能

○精神・行動障害

○社会生活の適応

○特別な医療

介護度はどうやって出るの？

要支援 1

要支援 2

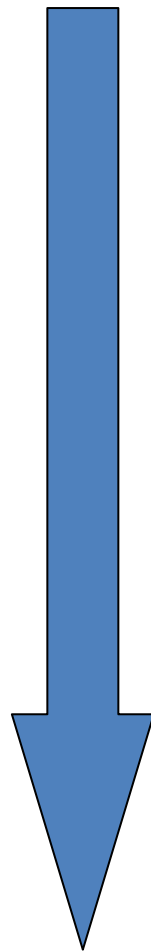
要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5



一次判定（コンピューター判定）

調査票と主治医意見書をコンピューター
分析し、要介護状態区分（介護度）を導
き出す。

二次判定（介護認定審査会）

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保険・医療・福祉の専門家が審査する。

介護認定の知っておくと役立つ情報

○介護認定には有効期間がある。

（通常は1年か2年）

○介護度は、途中で状態が変わった時は、見直し（区分変更）ができる。

○介護認定は、申請した日からサービスが利用できる。（ただし、リスクが伴う。）

②介護サービス利用のポイント

介護サービスを利用するには、ケアマネジャーが作成するケアプランの作成が必要です。

※ケアプランの相談・作成は全額介護保険が負担しますので、ご利用者の負担はありません。

介護サービスは実際にかかる費用の一部の負担で利用ができます。

※介護サービスは実際にかかる費用の1割（一部の方は2割）で利用ができ、残りは介護保険が負担します。ただし、介護保険の負担には上限額があり、それを超えるサービス利用分は全額負担。

要介護状態区分

支給限度額

要介護 1

1 6 6, 9 2 0 円

要介護 2

1 9 6, 1 6 0 円

要介護 3

2 6 9, 3 1 0 円

要介護 4

3 0 8, 0 6 0 円

要介護 5

3 6 0, 6 5 0 円

例

要介護1の方が、週4回デイサービスに行かれる。

8000円×19日＝15,2000円

ご利用者の負担は、15,200円

(ただし、昼食代は別途必要。)

+昼食代 (500×19＝9,500円)

＝24,700円

介護サービス

○在宅サービス

○施設サービス

在宅サービス

ヘルパー訪問

訪問入浴・訪問リハビリテーション

居宅療養管理指導・訪問看護

デイサービス・デイケア

ショートステイ

福祉用具レンタル・購入・住宅改修

○ショートステイ

短期間入所して、食事・入浴などの介護
や機能訓練などを受けることができる。

費用負担

介護サービス費

居室代

食事代

在宅サービス利用のポイント

○介護サービスは、支給限度額内であれば、いろいろなサービスの組み合わせができる。その方にとって、自立した生活ができるように、信頼できるケアマネジャーに関わってもらおう。

施設サービス

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症により日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事や入浴・排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症により日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事や入浴・排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

○介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリ、介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

○介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人が入院する医療施設です。医療、看護、介護、リハビリテーションが受けられます。

施設サービスを利用した場合の利用者負担

①介護サービス費

②食費

③居住費

④日常生活費

③介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは

- ▶ 65歳以上のすべての人を対象とした、下関市が行う介護予防のための事業です。
- ▶ 要支援1・2の人が利用していたヘルパー訪問やデイサービスの通所が、全国一律のサービスから下関市の基準によるサービスに変わります。

介護予防・日常生活自立支援事業の背景

- ▶ 市町村が主体となり、地域の実情に合わせて支援する必要性がある。
- ▶ 2025年に団塊の世代の方が85歳になる時がピークと言われ、介護保険財政を逼迫するために地域で支援する必要がある。

介護予防・日常生活支援総合事業のメリット

- ▶ 介護認定を受けなくても、65歳以上で基本チェックリストで事業対象者（生活機能の低下が見られた人）となれば、ヘルパー訪問・デイサービスの通所が可能となります。
- ▶ 利用実績に応じた料金設定。
- ▶ 迅速なサービス利用が可能。

相談や申し込みは？

- ▶ 下関市長寿支援課（市役所新館2階）
TEL 231-1340
- ▶ お住まいの地域の地域包括支援センター
長府地域包括支援センター（長府支所
管轄内） TEL 227-3151

留意事項

- ▶ 40歳以上60歳未満の第2号被保険者の方は、介護認定を受ける必要があります。
- ▶ 現在介護認定を受けている方は、有効期間が満了になるまでは、介護保険の予防給付となります。
- ▶ 基本チェックリストを受けたからと言って必ずしも、事業対象者となるわけではありません。「生活機能の低下が見られた人」が事業対象者となります。

本日のまとめ

- ▶ 介護認定は、その方の要介護状態（介護に必要な時間）に応じて、介護度が出る。
- ▶ 介護認定を受けて、サービスを組み合わせることで、住み慣れた自宅での生活が可能となる。
- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が主体で介護に取り組む第1歩である。